

企業会計基準委員会 御中

平成 27 年 2 月 24 日

武内 清信

(公認会計士：日本)

このたび公表されました実務対応報告公開草案第 44 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

（１）[設例 1]のれんの償却については現行の実務対応報告第 18 号と通貨の表示単位を \$ から € に変更以外は変更されてないと思われます。今回の公開草案を受けて、「在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合に、当該償却期間に変更する。」場合を選択適用した場合について現在の[設例 1]に付け加えることにより、わかりやすくしてはどうか。従来、連結決算手続上で修正を行う場合は遡及修正であったが、今回在外子会社の採用する償却期間を選択適用する場合は変更後の償却期間に基づき将来にわたり償却するとなっていることもあるのでご検討いただきたい。

（２）今回は FASB の改正により、非公開会社がのれんを償却する会計処理を選択適用できるようになったことを受けての改正であるが、米国基準以外を採用している在外子会社で、現地の会計基準が改正されたことにより、同様に償却できるようになった場合も同じ選択適用が可能かどうか明示されてはどうか。

以上